

大和市告示第127号

大和市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

平成26年6月19日

大和市長 大木 哲

大和市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、消費税率の引上げに際し、子育て世帯に対し臨時的な給付措置として子育て世帯臨時特例給付金を支給することにより、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費を下支えすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯臨時特例給付金 前条の目的を達するために、本市が支給する給付金をいう。
- (2) 支給対象者 別記第1項に掲げる子育て世帯臨時特例給付金が支給される者をいう。
- (3) 対象児童 別記第2項に掲げる者をいう。

(子育て世帯臨時特例給付金の支給)

第3条 本市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、子育て世帯臨時特例給付金を支給する。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する子育て世帯臨時特例給付金の金額は、対象児童1人につき10,000円とする。

(申請期間)

第5条 子育て世帯臨時特例給付金に係る本市の申請期間は、平成26年6月27日から同年12月26日までとする。

(申請、支給の方式等)

第6条 子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）のうち、平成26年1月1日（以下「基準日」という。）において本市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42法律第81号。以下「住基法」という。）第3条に規定する住民基本台帳をいう。以下同じ。）に記録されている者は、大和市子育て世帯臨時特例給付金申請書（請求書）又は公務員用子育て世帯臨時特例給付金申請書（請求書）（以下「申請書」という。）により市長に対して支給の申請

を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、市長に対して支給の申請を行うものとする。

(1) 基準日以前に住基法第8条の規定により住民票を消除されていた者であって、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、市長に対して住基法第24条に規定する転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届（同条の規定による届出をいう。）をした者であって、転入をした年月日（住基法第22条第1項第3号に掲げる転入をした年月日をいう。）が基準日の翌日以後である転入届（同法第22条第1項の規定による届出をいう。）をしたもの

(2) 基準日以前に住基法第8条の規定により住民票を消除されていた者であって、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、前号に掲げるもの以外のもの

(3) 別記第1項第3号の表第1号右欄に掲げる者（当該者に係る別記第1項第1号又は第2号に規定する者がこの条第2項の規定により、市長に対して支給の申請を行うこととなる場合に限る。）

(4) 別記第1項第3号の表第2号右欄に掲げる者（当該者が入所等している児童手当法（昭和46年法律第73号）第3条第3項各号に掲げる施設等の所在地が本市である場合に限る。）

(5) 配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしていることが認められている者（基準日において、本市の住民基本台帳に記録されていない者に限る。）であって、本市から平成26年1月分の児童手当又は別記第1項第2号ア若しくはイに掲げる児童に係る同年2月分の児童手当の支給を受けているもの

(6) 別記第1項第3号の表第3号右欄に掲げる者（市長に対し、対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求（同法附則第2条第3項において準用する場合を含み、当該配偶者が監護し、かつ、生計を同じくする全ての対象児童が15歳に達する日以後の最初の2月28日を経過した日以後である場合にあつては、給付金の支給を受けるための当該認定の請求と同様の請求を含む。別記第1項第3号の表第3号において同じ。）をした者に限る。）

3 申請者による申請及び本市による支給は、原則として次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、第2号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

(1) 振込方式 申請者が申請書を郵送し、又は持参して本市の窓口へ提出し、市長が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送し、又は持参して本市の窓口へ提出し、市長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

4 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対して公的身分証明書の写し等を提出させ、提示させること等により、当該申請者の本人確認を行うことができる。

(代理による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限る。

(1) 基準日において申請者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（民法（明治29年法律第89号）に規定する親権者、未成年後見人、成年後見人並びに同法に基づき代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人をいう。）

(3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの

2 代理人が臨時福祉給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出しなければならない。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

3 市長は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(支給の決定)

第8条 市長は、第6条第1項の規定により提出された申請書を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給の可否を決定し、申請者に対し、子育て世帯臨時特例給付金を支給するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給を決定した場合において、第6条第3項第1号に規定する方式により支給するときは、申請者に対して大和市子育て世帯臨時特例給付金支給決定通知書兼支給済通知書により、同項第2号に規定する方式により支給するときは、大和市子育て世帯臨時特例給付金支給決定通知書兼現金支払通知書により通知し、不支給を決定した場合は、申請者に対して大和市子育て世帯臨時特例給付金不支給決定通知書により通知するものとする。

(子育て世帯臨時特例給付金の支給等に関する周知)

第9条 市長は、子育て世帯臨時特例給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により市民へ周

知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条の申請期間内に第6条第1項の申請が行われなかった場合、当該支給対象者が子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 前項に定めるもののほか、申請書の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われなかったことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた者があるときは、当該者に対し大和市子育て世帯臨時特例給付金支給決定取消通知書兼返還通知書により通知し、既に支給した子育て世帯臨時特例給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 子育て世帯臨時特例給付金の支給を受ける権利は、これを譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(様式)

第13条 この要綱で使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月27日から施行する。

別表（第13条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市子育て世帯臨時特例給付金申請書（請求書）	第6条
第2号様式	公務員用子育て世帯臨時特例給付金申請書（請求書）	第6条
第3号様式	大和市子育て世帯臨時特例給付金支給決定通知書兼支給済通知書	第8条
第4号様式	大和市子育て世帯臨時特例給付金支給決定通知書兼現金支払通知書	第8条
第5号様式	大和市子育て世帯臨時特例給付金不支給決定通知書	第8条
第6号様式	大和市子育て世帯臨時特例給付金支給決定取消通知書兼返還通知書	第11条

別記（第2条、第6条関係）

1 支給対象者

(1) 子育て世帯臨時特例給付金は、平成26年1月分の児童手当法による児童手当（同法附則第2条第1項の支給を含む。以下「児童手当」という。）の支給を受ける者であって、その平成25年の所得が同法第5条第1項に規定する政令で定める額に満たないものに対して支給する。

(2) 第1号に規定する者のほか、子育て世帯臨時特例給付金は、次のいずれかに該当する児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。以下同じ。）に係る平成26年2月分の児童手当の支給を受ける者であって、その平成25年の所得が児童手当法第5条第1項に規定する政令で定める額に満たないものに対して支給する。

ア 基準日に出生し、同日において住民基本台帳に記録されている者

イ 基準日に国外から転入（住基法第22条第1項に規定する転入をいう。）をしたことにより、同日において住民基本台帳に記録されている者

(3) 前2号の規定にかかわらず、子育て世帯臨時特例給付金は、次の表区分の欄に掲げる場合について、それぞれ同表該当者の欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に前2号に規定する者に対して子育て世帯臨時特例給付金の支給の決定が行われている場合及びこの号の規定により子育て世帯臨時特例給付金を支給される者（同表第1号及び第3号該当者の欄に掲げる者に限る。）に係る前2号に規定する者の平成25年の所得が児童手当法第5条第1項に規定する政令で定める額以上である場合には、この限りでない。

番号	区分	該当者
1	別記第1項第1号又は第2号に規定する者（以下「児童手当受給者」という。）が死亡した場合（この号の規定により子育て世帯臨時特例給付金を支給される者が、当該者に対して子育て世帯臨時特例給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者の対象児童に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者
2	別記第2項の対象児童が児童手当法第3条第3項に規定する施設入所等児童であることを児童手当受給者に子育て世帯臨時特例給付金を支給する市町村（特別区を含む。以下同じ。）が把握した場合（その後施設入所等児童でなくなったことを把握した場合において、まだ右欄に掲げる者に対して給付金の支給が決定されていないときを除く。）	左欄に掲げる施設入所等児童

3	<p>児童手当受給者からの暴力を理由に避難し、当該児童手当受給者と生計を別に行っている当該児童手当受給者の配偶者（現に別記第2項の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）が本市に避難している場合において、市長に対して当該対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求をし、市長による当該認定の請求に関する通知が児童手当受給者に対して子育て世帯臨時特例給付金を支給する市町村に到達した場合（当該児童手当受給者に対して子育て世帯臨時特例給付金を支給する市町村が本市であるときは、当該認定の請求を受けた場合）</p>	<p>左欄に掲げる当該者の配偶者</p>
---	--	----------------------

2 対象児童

前項第1号に規定する者に支給される子育て世帯臨時特例給付金の対象児童（給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）は、当該者に支給される平成26年1月分の児童手当に係る児童、前項第2号に規定する者に支給される子育て世帯臨時特例給付金の対象児童は、当該者に支給される同年2月分の児童手当に係る児童（前項第2号のア又はイに掲げる児童に限る。）とする（前項第3号の表区分の欄に掲げる者に支給される子育て世帯臨時特例給付金の対象児童については、これらを準用する。）。ただし、対象児童が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 基準日から子育て世帯臨時特例給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合
- (2) 臨時福祉給付金の支給対象者である場合
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成26年3月31日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。）である場合
- (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（以下この号において「支援給付」という。）の受給者（基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から平成26年3月31日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。）である場合
- (5) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第15条第2項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第7条第3項に規定する援護加算をいう。以下この号において同じ。）の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の翌日から平成26年3月31日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は

停止された者を除く。)である場合

- (6) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下この号において「援護」という。）を受けている者（基準日に援護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成26年3月31日の間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。）である場合
- (7) 子育て世帯臨時特例給付金の支給が決定される日において、日本の国籍を有しない者であつて、住基法第30条の45の表の上欄に掲げるものに該当しない場合